

「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた  
試行的事業実施の在り方に関する検討会」開催要綱

## 1. 目的

0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。

こうした中、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設することとしている。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施することとしている。

このため、本格実施を見据えた形での事業実施に向けて、成育局長が学識経験者等に参集を求め、こどもの育ちに関する観点を中心に、試行的事業実施の在り方について検討し、2024年度のモデル事業の実施方針をとりまとめることとする。

## 2. 構成

- (1) 検討会の構成員等は別紙のとおりとする。
- (2) 検討会に座長を置く。座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。
- (3) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

## 3. 主な検討事項

- (1) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の意義
- (2) 「こども誰でも通園制度」（仮称）の事業実施上の留意点
- (3) 施設・事業類型毎の事業実施のイメージ

## 4. 運営

- (1) 検討会の庶務は、成育局保育政策課が行う。
- (2) 検討会は、原則公開とする。ただし、検討会を公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、自由闊達な意見交換に支障があると

判断される場合など、必要があると座長が認めた場合は、検討会を非公開とすることができる。検討会を非公開にする場合でも、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開する。

- (3) 検討会資料及び議事録については、後日ホームページにおいて公開する。  
ただし、議事内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。
- (4) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が成育局長と協議の上定める。

(別紙)

「こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた  
試行的事業実施の在り方に関する検討会」構成員名簿

(五十音順、敬称略)

- 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授 東京大学名誉教授
- 内野 光裕 全日本私立幼稚園連合会副会長  
学校法人内野学園清瀬ゆりかご幼稚園理事長
- 王寺 直子 NPO 法人全国認定こども園協会代表理事  
社会福祉法人浄元福祉会理事長
- 大川 秀子 栃木市長
- 尾木 まり 有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長
- 奥山 千鶴子 NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長  
認定 NPO 法人びーのびーの理事長
- 小野 敏伸 福岡市こども未来局子育て支援部運営支援課長  
(保育機能強化推進担当)
- 菊地 加奈子 社会保険労務士法人ワーク・イノベーション代表  
特定社会保険労務士
- 北川 聡子 社会福祉法人麦の子会理事長
- 倉石 哲也 武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
- 駒崎 弘樹 NPO 法人全国小規模保育協議会理事  
認定 NPO 法人フローレンス会長

志賀口 大輔 社会福祉法人日本保育協会前青年部長  
社会福祉法人和光会なごみこども園園長

竹原 健二 国立成育医療研究センター研究所政策科学研究部・部長  
成育こどもシンクタンク戦略支援室・副室長

原田 樹 七尾市健康福祉部子育て支援課長

堀 科 東京家政大学 准教授

万井 勝徳 高槻市子ども未来部長

水嶋 昌子 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長  
みずしま保育室施設長

山内 将 松戸市子ども部参事監兼保育課長

(オブザーバー)

文部科学省初等中等教育局幼児教育課